

平成21年8月4日

都留市長 小林 義 光 様

都留市市民活動推進委員会
委員長 渡 辺 譲

「都留市自治基本条例制定に伴う協働のまちづくりの推進」について（答申）

平成21年3月25日付け都政発第84号にて諮問のありましたこのことについて、都留市市民活動推進条例第16条第3項に基づき、別添「都留市自治基本条例制定に伴う協働のまちづくりの推進について」のとおり答申します。

都留市自治基本条例制定に伴う協働のまちづくりの推進について

都留市では、平成12年に男女間のパートナーシップの構築に向けた「都留市男女共同参画基本条例」、同14年には、市民活動の活性化に向けた「都留市市民活動推進条例」、さらに、本年4月には「自治体の憲法」とも言われる「都留市自治基本条例」が施行され、ここに協働のまちづくり推進に向けた基盤が確立されたと言えます。

これまでも、市民活動団体を対象とした「市民委員会制度」、自治会を対象とした「特色ある自治会づくり」、地域を対象とした「地域協働のまちづくり」、学校を対象とした「個性を育む学校づくり」、NPO法人立ち上げのための支援、ハード事業を対象とする「ふるさと普請制度」など、市民の参加と参画を促す支援体制や制度の整備が行われてきました。

このような中、「地域協働のまちづくり」では、市内全地域に「地域協働のまちづくり推進会」が設立され、それぞれが地域に根付いた特色ある活動が展開されております。さらに、平成10年度より制度化された「市民委員会制度」においては、これまでに市民委員会として認定された18団体から市への政策提言が行われ、現在の全国的にも注目を集めている「家中川小水力市民発電所 元気くん1号」や「御茶壺道中」などに繋がっております。

今後、自治基本条例制定を契機に、さらなる協働のまちづくりを推進するため、本委員会として以下の項目について、提言いたします。

記

1. 自治基本条例の普及・啓発について

自治基本条例は、市民が主体となり、ゼロからスタートし、平成18年度より3年の年月をかけた、市民の思いが込められた手づくりの条例であります。

本条例が、市の最高規範として、さらなる協働のまちづくりを推進するための指針として、定着させるためには、行政のみでなく、市民が主体となって、市民による、市民のための継続的な普及・啓発活動が必要不可欠となります。

そのため、平成20年度、市民委員会として、「自治基本条例を拓く会」が認定されておりますので、同会と連携し、市民に対する普及・啓発に取り組むことが肝要と考えます。

また、本年度より独立行政法人化された都留文科大学は、まちづくりの主体として条例に位置づけられておりますので、これまで以上に、まちづくりに参加・協働を促す必要があると考えます。

2. 自治基本条例制定に伴う新たな条例等の整備について

平成 14 年に「都留市市民活動推進条例」が施行されて 6 年が経過しましたが、「都留市自治基本条例」の施行を受けて、見直しが必要と思われます。さらに、今後、あらゆる市民がまちづくりに参加・協働ができるよう、平成 16 年に作成したユニバーサルデザイン指針のさらなる発展を期した促進と条例化や、まちづくりにおける子どもたちの権利等を保障するための条例化など検討が必要であると考えます。

3. 市民活動に対する新たな支援制度の導入について

都留市では、協働のまちづくりを推進するため、これまでも様々な支援制度が設けております。これらの内、市民委員会制度では、政策提言を主眼とする調査研究活動に支援を行い、成果に繋がっておりますが、これまで以上に、協働のまちづくりを推進するためには、新たな市民活動団体の育成や大学生との連携、広範な市民活動の活性化などが必要不可欠となります。

そのため、市民の公益的活動のスタートアップやステップアップのため、資金並びに活動拠点等の支援制度の拡充が必要であると考えます。

4. 都留市まちづくり市民活動支援センターの充実

これまで、都留市まちづくり市民活動支援センターは行政が主体となって運営し、市民活動団体や地域協働のまちづくりに関する相談業務を担ってきました。この支援なくして都留市の市民活動や地域協働のまちづくりの発展はなかったものと考えられます。しかし、今後は今以上に多様な支援が求められ、行政による支援の限界が訪れることが考えられます。そこで、市民活動団体による市民活動支援センターの運営へとシフトさせ、市民活動支援センターの運営を支援する団体の育成に力を入れる必要があります。

そのため、マンパワー育成に向け、マネジメント能力やファシリティー能力の向上に向けた研修機会の提供や、団体間の交流促進など、市民活動の担い手づくりに積極的に取り組む必要があると考えます。

5. 地域協働のまちづくり推進会について

地域協働のまちづくりの活動が全地域に立ち上がってから 5 年が経ち、その間、市民活動支援センターを核に、各地域の推進会は活動の定着や自立に向け、様々な事業を展開してきました。

現在、各地域協働のまちづくり推進会では、共通の課題としてまちづくりの後継者の問題が挙げられており、課題解決に向けて、都留文科大学学生や、市職員の積極的な参加・参画が重要となります。そのため、地域の推進会ごとに、地域の声が吸い上げられて直接地域のまちづくりに反映される仕組みが必要であると考えられます。また、地域協働のまちづくりの活動の継続性や発展性を担保する必要があります。そのためには、各推進会の自立性や自主性を育てる必要がありますが、その観点において、地域協働のまちづくりの補助金システムについて検討が必要であると考えます。